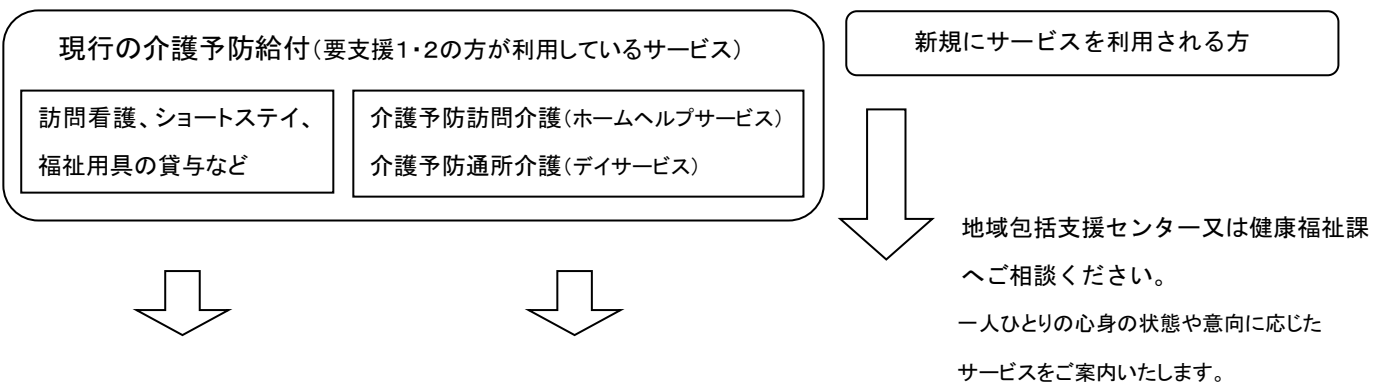


「介護予防・日常生活支援総合事業」の概要

介護保険制度の改正により、現在の要支援1・2の方が利用している介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）の2つのサービスについては、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が提供する「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）」のサービスへと順次移行となりました。

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防と日常生活の自立を支援していくことを目的として実施します。



利用できるサービスに変更はありません

4月1日から順次移行

介護予防給付

- 対象者／要支援1・2の方

訪問看護、ショートステイ、福祉用具の貸与、福祉用具の購入、住宅改修 など

介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者 ・要支援1・2の方
- ・事業対象者(基本チェックリストを実施し、国の基準に該当した方)
- 利用できるサービス
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス

(2) 一般介護予防事業

- 対象者
 - ・町内に住む 65 歳以上の全ての方
 - ・その支援のための活動に関わる方
- 利用できるサービス
 - ・各地区等の運動教室
 - ・ボランティア養成講座